

入札説明書

奈良県立五條高等学校が委託する下記業務員業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1. 公告日 令和3年 2月26日

2. 入札に関する事項

(1) 業務内容及び数量

奈良県立五條高等学校業務員業務委託 一式

(2) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。

(3) 履行場所

五條市岡町1428番地 奈良県立五條高等学校校舎及びその構内

五條市岡町736番地 奈良県立五條高等学校寄宿舎及びその構内

3. 競争入札に参加できる資格

本件競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしたものとします。

(1) 奈良県における「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成7年12月奈良県公示第425号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていてかつ次の条件を満たしていること。

ア 営業種目に営業種目コードQ1（建物管理）小分類①床清掃、②ガラス清掃に主業種で登録されている者。

イ 本社、支社、営業所等の所在地が奈良県内であること。

(2) 奈良県立学校における業務員業務又は国（独立行政法人を含む。）若しくは地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）で奈良県立学校と同程度の県内の施設における清掃（日常、定期）業務について、直近5年間（平成28年4月1日以降の期間。令和3年3月31日までの未履行期間は履行実績に含む。）で、建築物の所有者（管理者）と奈良県内に所在する本社、支社、営業所等が直接の契約の相手方として一つの対象施設について12か月以上の実績を2案件以上有していること。

(3) 奈良県に対し、県税全税目について滞納がないこと。

(4) プライバシーマーク（JIS Q 15001 準拠）認証取得事業者又はISMS（ISO/IEC27001/JIS Q 27001 準拠）認証取得事業者であること。ただし、直近の5年間（平成28年4月1日以降の期間（令和3年3月31日までの未履行期間を含む。））において、3（2）の奈良県立学校における業

務員業務を契約締結し誠実に履行した者にあつては、個人情報安全管理のためのマネジメントシステム等を構築している者でも可とします。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年5月政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (6) 奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35条）に該当しない者。
- (7) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始申立て（同法付則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

4. 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、次に掲げる競争入札参加資格確認申請書兼誓約書及び競争入札参加資格確認書類を下記(1)の期間中に提出し、事前に競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。また、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

なお、競争入札参加資格のない者は本入札に参加することはできません。

- (1) 提出期日 令和3年3月12日（金）午前9時から午後5時まで
（提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、調整期日に再提出を行ってください。）
- (2) 調整期日 令和3年3月16日（火）正午まで
- (3) 提出場所 下記のとおり
奈良県橿原市常盤町605-5
奈良県橿原総合庁舎 1階102号会議室
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出方法 持参
- (6) 競争入札参加資格確認書類
 - ア 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式1）
 - イ 上記3(1)に掲げる、入札参加資格審査結果通知書の写し。
 - ウ 上記3(2)を確認できる業務等履行証明書（別紙様式2）

なお、業務等履行証明書に代えて履行物件の契約書（写し可）でも可能です。

- エ 上記3(3)を確認できる納税証明書（県税に滞納のない証明。発行後3ヶ月以内のもの。写し可）
 - オ 上記3(4)を確認できるプライバシーマーク（JIS Q 15001 準拠）登録証又はISMS（ISO/IEC27001/JIS Q 27001 準拠）登録証の写し。上記3(4)のただし書きの場合は、個人情報安全管理のためのマネジメントシステム等の構築を確認できる次に掲げる内容が規定された部分の社内規程等の写し
 - (ア) 個人情報管理に関する組織体制、管理者の権限と責任、取り組む体制
 - (イ) 個人情報の管理方法、利用手順などのルール
 - (ウ) 個人情報保護に関する意識の向上、モラルの維持、安全管理に関する知識の習得などの研修・教育方法
 - (エ) ルール等の運用の監視方法
- (7) 入札参加資格の可否を、令和3年3月18日（木）に担当部局よりFAXにて通知します。

5. 契約時に必要な提出書類について

- (1) 清掃作業計画書（日常清掃・定期清掃・設備清掃）
- (2) 業務実施体制図
- (3) 自主検査体制図及びチェック表
- (4) 使用する資機材等の一覧表（品名、メーカー名、型式、数量のほか、準備、搬入の方法と時期を明記すること。）
- (5) 予定の業務従事者の名簿、研修実施状況（様式不問、委託業務を行うために必要な知識及び技能の修得を目的とした研修実施状況）、配置計画書（氏名、性別、配置場所、現場責任者、担当業務を記載すること。）
- (6) 会社概要（パンフレット等会社概要が記載されているもの。）
- (7) 緊急時の連絡体制（休日、夜間連絡先（住所、電話番号）を記載すること）

注）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合もあります。

6. 委託業務の仕様

別添契約書（案）及び仕様書のとおりとします。

7. 本説明書及び仕様書に関する質問

入札説明会は開催しません。入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、文書にて提出してください。電話や口頭による質問は受け付

けません。

(1) 質問の提出期限及び場所

令和3年3月3日（水）午後5時までに16の場所に必着するように提出しなければなりません。この期間以外での質問は一切受け付けません。

(2) 提出方法

提出方法は郵送又はFAXとします。（メールによる質問は不可とします。）なお、必ず電話連絡のうえ、提出期限までに到着するようにしてください。（電話連絡がなかったために、当方が受領を確認できなかった場合は、県は一切の責任を負えません。）

また、郵送の場合は封筒に「奈良県立五條高等学校業務員業務委託質問書在中」と朱書きしてください。

(3) 質問提出後、内容について疑義照会を行う場合があります。令和3年3月5日（金）までに疑義照会に対する回答がない場合は、その質問に対し回答を行いません。

(4) 回答は、下記のとおり通知及び掲載します。なお、回答内容に関する再質問は一切受け付けません。

・日時 令和3年3月8日（月）9時から担当部局より質問者にFAXで回答及び16記載の学校ホームページに掲載します。

8. 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語とします。

(2) 通貨 日本国通貨とします。

9. 入札、開札の日時及び場所等

(1) 入札、開札の日時及び場所

令和3年 3月22日（月） 午後3時00分

奈良県橿原市常盤町605-5

奈良県橿原総合庁舎 1階 101号会議室

(2) 入札参加資格があると認められ、競争入札に参加する場合は、入札参加資格確認後に担当部局から送付する競争入札参加資格審査結果通知書を当日持参し提示してください。

10. 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入してください。その際、封筒に入れ密封し、かつ、封書の表面に名称又は商号及び「<奈良県立五條高等学校業務員業務委託一式>の入札書」と記入してください。

11. 入札書の作成方法等

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨（アラビア数字で

表記すること。)とします。

(2) 入札書は本県所定の様式(別紙様式3)によることとします。

(3) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。

ア 入札者氏名及び押印は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、又印章にあつては本県(会計局総務課調達契約係)に届出済みのものとします。

イ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名を記載して押印しておくとともに、委任状(別紙様式4)を持参のうえ、提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、業務員業務に要する経費の年額(消費税及び地方消費税を除く12ヶ月分)を記入してください。

(4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければなりません。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。

(5) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(6) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止する場合があります。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格としますので、競争入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。記載した金額を提出前に変更するときは、新しい入札書を使用してください。

(8) 入札執行回数は、2回を限度とします。

12. 入札保証金

免除します。ただし落札者が落札後契約を締結しない場合は奈良県契約規則第11条の2に基づき入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。

13. 契約保証金

契約の相手方は、契約にあたり契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を契約保証金として納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書きの規定(保険会社との間に奈良県を被保険者とする契約金額の100分の10以上の額とす

る履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約締結日までに16に示す場所に提出できる者、または、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを文書で証明できる者)に該当する場合は、免除します。

14. 開札

開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が必ず出席(1社1名)して行うものとします。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行うこととします。

15. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 知事の定める入札条件に違反した入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者がなした2以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 虚偽の申請を行った者の入札

16. 当該入札に関する事務を担当する部局の名称

〒637-0092 五條市岡町1428番地

奈良県立五條高等学校

電話 0747-22-4116

FAX 0747-22-8086

17. 落札者の決定方法

- (1) 当該入札にあつては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。
- (3) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い

価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。

18. 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

19. 調達手続きの停止

この調達に係る予算が議決されなかった場合は、この調達手続きについて停止等の措置を行う場合があります。

20. 契約書の作成

- (1) 契約書を2通作成し、双方各1通保有することとします。
(2) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。ただし、契約書用紙は交付します。

21. その他の事項

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失ったり又は入札参加停止を受けた場合は契約を締結しません。
(2) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合には、受注者は、契約金額の100分の10（受注者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、該当者と契約を締結したとき。
- キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) 遵守事項

本業務を受注しようとする者は、以下の遵守事項を理解した上で受注しなければなりません。

- ア 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- イ 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - (ア) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払いを行うこと。
 - (イ) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (ウ) 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (エ) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

- (オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
 - ウ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。
- (4) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。

2.2. 入札説明書等交付書類

- (1) 入札説明書
- (2) 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書・・・別紙様式1
- (3) 業務等履行証明書（必要枚数を複写のこと）・・・別紙様式2
- (4) 入札書・・・別紙様式3
- (5) 委任状・・・別紙様式4
- (6) 仕様書
- (7) 業務員業務一覧表
- (8) 配置図
- (9) 年間計画表
- (10) 契約書（案）
- (11) 質問書